

議 第 1 0 8 号

公の施設の指定管理者の指定について
(コミュニティセンター)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和6年（2024年）12月5日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称
中鯖石コミュニティセンター	中鯖石地区コミュニティ振興協議会
南鯖石コミュニティセンター	南鯖石地区コミュニティ振興協議会
西中通コミュニティセンター	西中通コミュニティセンター運営協議会
北条コミュニティセンター	北条地区コミュニティ振興協議会
松波コミュニティセンター	松波地区コミュニティ振興協議会
田尻コミュニティセンター	田尻地区コミュニティ振興協議会
北鯖石コミュニティセンター	北鯖石コミュニティ振興協議会
比角コミュニティセンター	比角コミュニティ運営協議会
枇杷島コミュニティセンター	枇杷島コミュニティ振興協議会
野田コミュニティセンター	野田コミュニティ振興協議会
大洲コミュニティセンター	大洲地区振興会
中通コミュニティセンター	中通コミュニティ振興協議会
高浜コミュニティセンター	高浜コミュニティ振興協議会
半田コミュニティセンター	半田地域コミュニティ振興協議会

荒浜コミュニティセンター	荒浜コミュニティ協議会
高田コミュニティセンター	高田コミュニティ振興協議会
上条コミュニティセンター	上条地区コミュニティ振興協議会
別俣コミュニティセンター	別俣コミュニティ振興協議会
米山コミュニティセンター	米山地区コミュニティ振興協議会
上米山コミュニティセンター	上米山地区コミュニティ振興協議会
鯨波コミュニティセンター	鯨波地区コミュニティ振興協議会
中央地区コミュニティセンター	中央地区コミュニティ振興協議会
剣野コミュニティセンター	剣野コミュニティ振興協議会
南部コミュニティセンター	南部コミュニティ協議会
二田コミュニティセンター	二田地区コミュニティ振興協議会
高柳コミュニティセンター	高柳地区コミュニティ振興協議会
西山コミュニティセンター	西山コミュニティ協議会
西山コミュニティセンター体育館	西山コミュニティ協議会
西山コミュニティセンター石地分館	西山コミュニティ協議会
西山コミュニティセンター別山分館	西山コミュニティ協議会

2 指定の期間

令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）

3月31日まで